

(2) 地方公共団体としての木材利用推進体制の構築

- 都道府県、市町村において、公共施設の木造化や内装木質化、公共土木工事での木材利用、備品等における木製品の導入など、木材利用推進の方針や計画を定めて取り組むことが重要である。
- この取組をより効果的なものにするため、林政部局、教育委員会部局はもちろんのこと、建設、財政、環境、福祉など関係部局が参画した全庁的な取組体制を構築し、推進していくことが重要である。
- 併せて、木材産業の体制整備、木材利用の普及啓発や都道府県による市町村への情報提供・助言などを行うことにより、住宅も含めた地域全体としての木材利用拡大への波及効果も期待される。

木材総合供給モデル基地の整備、住宅・公共施設への地場産材の利用（岩手県遠野市）

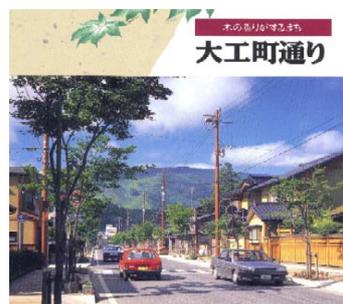
○遠野市HOPE計画

岩手県遠野市では、昭和60年に、建設省の指定を受け、地域住宅計画（HOPE計画：Housing with Proper Environment）を策定する際、岩手県建築士会遠野支部会員が中心となり、多くの市民の参加のもと、「景観」「街づくり」「住宅」の3専門部会を設け、徹底した議論を行い、「遠野市HOPE計画」としてまとめた。

HOPE計画は、地場産材の活用と新しい技術を取り入れた「遠野住宅」の創造を目指すもので、学校、市営住宅等、公共施設の木造化が計画された。学校の取組は、昭和61年の綾織中学校から順次始まった。

このHOPE計画のケーススタディーとして、都市計画街路事業として計画されていた「大工町通り」の整備に取り組んだ。住民に対する景観の合意に苦労しながらも、約4年の歳月を要し、この通りが見事に整備され、様々な賞を受賞し、活動の励みとなった。

このことが、平成2年に市が出資する第三セクターのリンデンバウム遠野の設立につながり、同社は地場産材を活用した首都圏への産直住宅の販売及び外構施設の全国営業を行い、現在も活動中である。



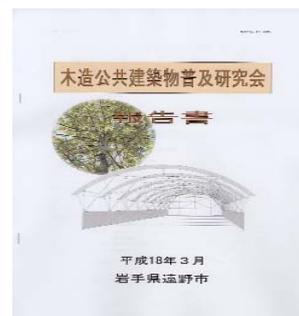
○遠野地域木材総合供給モデル基地

地域の豊かな森林資源を活かすため、市内の川上から川下までの木材関連産業を団地に集積、平成5年から約10年間、26.5haの敷地に78億円をかけ、遠野地域木材総合供給モデル基地（木工団地）を整備し、公共施設の木造化の推進に大いに貢献している。

平成17年には、木造体育館をモデルとして、建築コスト、経済効果等を試算した木造公共建築物普及報告書を取りまとめている。



木工団地は、製材から集成材・住宅部材加工まで行う7つの企業に、人材育成としての遠野高等職業訓練校、地場産材の需要拡大と情報発信を行う森林総合センターを加えた9つの組織で運営されている。



県産木材利用推進プロジェクト（佐賀県）

佐賀県では、県産木材の利用拡大を推進し、森林資源の循環利用を進めていくことを目的として、「県産木材利用推進プロジェクト」に取り組んでいる。



県産木材利用推進プロジェクトの推進体制



高性能林業機械の利用による生産コストの縮減



乾燥施設の共同利用による乾燥木材の生産



木づかい講演会



県産木材を使用した家づくりの推進

○推進体制

当プロジェクトは、県民、CSO（市民社会組織）、建築関係、林業・木材業関係、行政等の県民協働により推進することとしており、プロジェクト全体を総括する「県産木材利用推進プロジェクト会議」とその内部組織である「木材生産拡大チーム」、「木材需要拡大チーム」を設置し、県産木材の生産から流通・加工、消費に至るまでの一貫した安定供給体制づくりに向けた取組みを進めている。

また、各地区における県産木材の利用推進を図るため、「県産木材利用推進地区会議」を設置し、県産木材利用推進プロジェクト会議と連携を図っている。

○取組内容

- ① 低コスト生産体制づくりでは、列状間伐等の低コスト間伐モデル地区を設定し、集約化を進めるとともに、高性能林業機械の利用による素材生産コストの縮減を進めている。
- ② 流通・加工システムづくりでは、中・小規模製材工場が県内企業の木材乾燥施設を共同利用して行う県産人工乾燥木材の生産技術の確立、県産乾燥木材の品質基準等を定めた認証制度の推進、県産木材を使用した「こだわりのある家づくり」活動を行うグループへの支援等を行っている。
- ③ 「木づかい運動」の展開では、県産木材利用の意義、木造文化などの啓発等を行う木づかい講演会や木づかい塾、県内の小・中学生とその保護者を対象とした木工教室、県内の大人を対象とした日曜大工教室等を開催している。
- ④ 住みたい木造住宅づくりでは、県産木材を使用した家づくりの推進、大工・工務店などを対象とした木造住宅の啓発普及等を行っている。

○今後の課題

県産乾燥木材の認知度の向上を図るためのPR活動を行うとともに、県内の大工・工務店等が県産乾燥木材を容易に調達できる流通システムづくりが必要である。

県産材利用推進方針、木造化及び内装木質化の基準（秋田県）

秋田県では、平成13年1月に県産材利用推進会議（会長：副知事、委員：各部局長）を設置し、「県産材利用推進方針」（平成13年3月）、「県産材利用推進計画」（平成13年3月）、「公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準」（平成15年3月）を定め、県が実施する公共建築物の木造化・内装木質化、公共土木事業への木材の利用の推進に取り組んでいる。

○県産材利用推進方針

県の機関のみならず、県民一人一人が木材利用の意義を認識し、様々な分野で広く県産材が利用されるよう関係部局間の連携を図りながら、「公共施設の木造化及び内装木質化」、「公用備品等における木製品導入」、「公共土木事業等における間伐材利用」、「住宅への県産材利用」、「木質資源の多角的利用」、「県民への普及啓発」を総合的に推進する方針を定めた。

○県産材利用推進計画

県産材利用推進方針に基づき、県が建築する公共施設をはじめ、一般住宅など様々な分野で県産材の利用を推進するため、今後3年間の取組内容を示したものである。第3期計画（平成21年4月～平成24年3月）の策定に当たっては、次の事項を基本的視点とした。

- ・ 公共事業の発注件数が計画期間中も減少すると見込まれる中、多様な木材の利用方法を工夫し、公共施設等における木材の利用を図ること。
- ・ マイホームの建築を計画する県民に対する融資制度等の周知を図ること。
- ・ 県内で活動する「秋田スギの家」供給グループの活動を支援することにより、県産材の利用を促進すること。
- ・ 木質資源の有効活用を図るため、県内の木質バイオマスの利用を推進すること。

○公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準

秋田県の公共建築物の新築、増築、改築又は改修計画に当たり、用途、規模等に応じて可能な限り木質とするよう、木造化及び内装木質化に関する具体的な判断基準のほか、原則として県産材を使用すること、市町村への補助事業については、この基準に準じて建設することを定めている。

主な基準例

庁舎：3階建て以下のものは木造、もしくは可能な限り木造

学校：2階建て以下のものは木造（校舎、セミナーハウス）

体育館：平屋建てのものは木造

その他：建物の規模で2階建て（共同住宅等は3階建て以下）、3,000㎡以下のものは準耐火建築を考慮して、木造とする。

○県産材利用推進会議の成果

県が発注する公共建築物については、木造化及び木質内装化の推進に関する基準を設定して推進してきており、平成20年度に建設された学校施設を含む県営施設のうち、木造化・木質化が図られたものは、全体の約8割（23施設中19施設）を占めるに至っている。また、市町村が建築する公営住宅については木造化率100%となっている。さらに県産材の確実な利用を担保し、規格・品質の明らかな木材を調達するため、建設に必要な木材を別途支給する方式（分離発注）も採用するなど新たな試みにも取り組んでいる。



公立大学法人国際教養大学 図書館



講義棟（教室）

公共施設等木材利用推進方針、木造化率97%（愛媛県）

愛媛県では、平成13年を「森林そ生元年」と定め、その一環として、公共施設等における木造・木質化を総合的に推進するため、公共施設等木材利用推進方針を策定し、市町等と一体となった総合的な取り組みを進めている。

○公共施設等木材利用推進方針

- ・木造化の推進
- ・木質化の推進
- ・木製品の導入の推進
- ・公共事業での間伐材の利用促進

さらに、公共施設等木材利用推進連絡会議（副知事が会長、各部局長が委員）を設置し、毎年予算編成時期に、次年度に県が関与して計画する県内全ての公共施設について、その木造化が図れているか協議を行っている。

これにより、建築基準法等の規制により木造化が困難な施設を除き、公共施設は原則木造とする方針が全庁的に周知されてきており、平成13年度から平成22年度までの累積の木造化率は、97%となっている。

木造可能431施設のうち木造416施設 $416 \div 431 = 0.97$

また、平成11年度からは県単独事業で、市町が整備する公共施設等の木造化に要する経費の一部（床面積あたり20,000円、1施設あたり20,000千円を上限）を補助している。なお、平成18年度からはこの事業の財源に森林環境税を活用している。

公共施設木材利用推進事業実績(H11～21)

小中学校校舎	18施設	17,789㎡
小中学校屋内運動場	14施設	17,794㎡
幼稚園・保育園	15施設	10,344㎡
その他（公民館等）	16施設	13,838㎡
計	63施設	59,765㎡



本県の森林環境税は、平成22年度から第2期として継続されることとなり、引き続き、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」の3本柱で「森林そ生」にむけた活動に活用することとなっている。

「木をつかう」では、公共施設の木造化や内装の木質化、小中学校における机・椅子の導入などへの支援を継続することとしている。



